

パブリックコメント手続結果概要

1. 案件名

「交野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（案）」

2. 実施機関（担当所管課等）

- (1) 名称 : 交野市環境部課環境事業課
(2) 所在地 : 〒576-0041 交野市私部西3丁目3番1号
(3) 電話番号 : 072-892-2471

3. 概況

- (1) 意見等募集期間 : 開始 令和5年3月30日（木）から
終了 令和5年4月28日（金）まで
(2) 結果資料公表場所 : 交野市ホームページ、情報公開コーナー、
交野市環境部環境事業課の事務所

4. 受付した意見等の件数

合計 1件

5. 意見等に対する考え方・対応

意見等の概要	意見等に対する考え方・対応	件数
<p>以前住んでいた自治体では、コンクリートブロック付きの金属製立て看板に市のゴミ回収場所であることが明記されたものが道路脇に置かれていました。しかし、今の交野市ではそのような看板はなく、自治会、マンション管理組合、個人等がそれぞれの場所に出し、道路脇を占有しているものも散見します。これらは処理実施計画に則り市が確認登録したステーションと思料しますが、第三者には不明ではないでしょうか。</p> <p>また、以前戸別収集で門扉に置いたゴミの一部を抜き取られた経験があります。持ち去りの現場に出会った時、どう市民は対応すべきでしょうか。</p>	<p>ごみのステーションについては、利用されている方たちで管理していただいております、利用者以外の方が排出することがないように場所は公表しておりません。</p> <p>また、抜き取りの現場に出会った時は、危険ですので注意や制止するのではなく、日時・場所・車両（登録番号・色・車種等）・行為者の特徴などの情報を市の環境事業課にご連絡してください。</p>	1